

教育委員会 2 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 6 年 2 月 8 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市学校給食センター 会議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 小澤 慎太郎                      委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春                        委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香                        委 員 大脇 忠
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長      磯村 玲子                      教 育 政 策 課 長      谷口 壘 学 校 教 育 課 長      大羽 健志 学 校 教 育 課 主 幹      加藤 都志雄              図 書 館 長      吉村 きみ まちづくり協働課課長補佐      吉川 貴光              文 化 課 長      井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長      中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	1 名
開 会 時 刻	午後 1 時 4 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 5 分

< 前回会議録の確認 >

1 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、9 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1, 2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、12 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P3, 4）

(3) 自動車による物損事故について

- ・令和5年7月に教育政策課職員がおこした物損事故について賠償内容等の報告があった。（教育政策課長 資料P5）

(4) 瀬戸市公民館（14館）の休館日について

- ・令和6年度からの瀬戸市公民館の休館日について、今後の方針の報告があったが、現行案は教育委員会として認められない内容であるため、まちづくり協働課において再度の検討をすることとなった。（まちづくり協働課課長補佐 当日配布）

(質疑応答)

加藤委員	暫定的に公民館の休館日を設けるとの説明がありました、これはいつからいつまでですか。
まちづくり協働課 課長補佐	開始時期については4月1日からと考えております。終了時期については、指定管理者である公民館協議会と協議を進めていくこととなります。加えて、今回の休館日を設けることについては「瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例」第6条第2項に該当すると考えておりましたが、それは難しいという事で、しかるべき時期に早急に対応していきたいと考えております。具体的には、条例改正をするという形になりますので、早ければ市議会6月定例会が想定されますが、協議を重ねていく中で、今年度中に改正ができるのではないかと考えております。
加藤委員	ここで「瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例」について説明します。この条例の第6条第1項で、「公民館の休館日は、1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日までとする。」と定めています。また、第6条第2項で「教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。」としています。なので、暫定的な休館、例えば、コロナの感染拡大の防止などについては、この第6条第2項を根拠にしたかと思えます。 この第2項のような規定は、多くの施設で条例ないし規則で定めています。これは、原則として明示した休館日以外に先ほど申し上げたように不測の事態等で休まなくてはいけない時に対応できるようにということです。 もう1度お尋ねしますが、今回の暫定的な休館日は条例第6条第2項に基づいて休館するという事によろしいですか。
まちづくり協働課 課長補佐	その通りです。
加藤委員	先ほどのご説明では、対象となる公民館では、施設改修や整備のために休館日が必要だということですが、特定の曜日だけ休むことが、施設の修繕、改修となじまないような気がするのですが、もう少しご説明いただけますか。
まちづくり協働課 課長補佐	ご指摘の通り、私どもの条例の読み込みが甘かった部分がありました。今回の公民館の休館日は臨時的なもので、条例第6条第2項で定めることができると理解しておりました。しかし、内部的にもう一度協議をしたところ、今回の休館日については条例第6条第2項の規定を適用することは難しいとのことでした。現状は休館日を定めることについて、決裁で取らせていただきながら、条例改正も視野に検討していきたいと思えます。
加藤委員	今の説明を聞くと、条例を改正する前に休館日を新たに設けることは難しいと思えます。条例ではっきりと休館日を決めているので。しかも、条例第6条第2項で定める臨時的な休館に該当しない休館日だとすると、まず、条例を改正しなければ休館日を設けることは難しいと思えます。まだ、市議会3月定例会が始まる前ですが、3月の市議会で条例改正するという事はできないのですか。

まちづくり協働課 課長補佐	委員がおっしゃる通りなので、条例改正の準備を進めているところですが、公民館協議会の休館日ということになるので 14 館の館長さんのご意見等々の調整に時間がかかっているところがございます。そうした調整を速やかに終わらせ、しかるべき時期に早急に条例改正をしていきたいと思っておりますので、今年度、条例改正するまでは決裁で休館日を設けていきたいと考えています。
加藤委員	そうすると、条例改正をせず、あくまで4月1日から休館日を設けるということですか。
まちづくり協働課 課長補佐	現状、老朽化しており、メンテナンス等々が必要なもので、休館日を設けたいと考えております。
加藤委員	繰り返しになりますが、老朽化した施設の工事に伴う休館であれば、現在の条例で対応できますよね。けれども、内部で検討した結果、今回の休館については、現在の条例では対応できない内容だという結論になったということでした。そうであれば、決裁で休館日を認めることはできないと思っておりますが、いかがですか。
まちづくり協働課 課長補佐	本件につきましては暫定的に休館日ということで、ご理解いただければと考えております。
加藤委員	暫定的な休館日は条例に該当するときに限って、暫定的な休館日を設けることができます。根拠がないのに休むことはできませんよね。条例で休館日は決めてあるので、だから、条例に該当しない休館日はありえないと思っておりますが、違いますか。
まちづくり協働課 課長補佐	おっしゃる通りです。ただ本件につきましては、繰り返しになりますが、条例第6条第2項に該当する暫定的な休館ということでご理解ください。
加藤委員	繰り返しになりますが、市の内部で条例第6条第2項に該当しないと言われたのですよね。
まちづくり協働課 課長補佐	厳しいという判断でした。
加藤委員	市の条例部担当部局は行政課だと思うのですが、厳しいというのは、今回の休館日が条例に規定されていると読むことは困難だと解釈されたのではないですか。
まちづくり協働課 課長補佐	そうした判断も踏まえて、現在休館日としてできる形を変更したいと考えております。
教育長	まちづくり協働課の補佐に申し上げます。暫定的に休館日を設けるというのが、条例第6条第2項で可能なのか見解を統一してください。
まちづくり協働課 課長補佐	可能であると判断しております。その根拠となる暫定的に行うという事を決裁で処理ができると考えております。法務部門からもそうしたアドバイスがあったところです。
稲垣委員	可能であるかどうかという意味で言えば、条文のとおり、特に必要があると教育委員会が認めれば可能であると読めると思っております。特に必要があれば休館日を変更することができるという意味で言えば、暫定的という言葉が正しいのかどうかは納得はできませんけれども、この要件さえ満たせば、休館日を変更できるという解釈は十分にありえると思っております。その上で、今回は必要があるのかというところの検討に入ることが必要になりますが、その必要性について現状では判断要素が乏しく、我々としてはわかりませんので、その必要性について教えてください。

まちづくり協働課 課長補佐	必要性につきましては、公民館においては、建築から 50 年以上たっている建物が非常に多くあり、修繕をほぼ毎日のように行っている状況です。利用者の方にとっても綺麗に気持ちよく使っていただくという観点から、修繕に力を入れていながら休館日を設けて、最善の方法でもって貸館等をしていただきたいというふうに考えております。
稲垣委員	休館日である月曜日と祝日、日曜日に補修作業を行うということですか。
まちづくり協働課 課長補佐	そう考えております。
稲垣委員	14 館ある公民館の中で 4 つだけが休館日が設けられていますが、それぞれこの 4 館が対象となる理由と他の休館日が設けられていない公民館との違いは何ですか。
まちづくり協働課 課長補佐	この 4 館につきましては、非常に建築年数が古いということと、現状、傷んでいるところが非常に多いといったことから、これらの公民館に休館日を設けるという形になっています。他の館につきましては、現状の小修繕等々で対応できるという判断をしております。
稲垣委員	やはり抽象的過ぎてわからないことが多いです。「特に必要」という条例上、「特に」という必要性の文言ですので、教育委員会としては、ある程度厳密に判断しなくてはいけない中で、判断要素が少なすぎるという点と、先ほどおっしゃっていた祝日、日曜日業者が工事を行うということによろしいのですね。
まちづくり協働課 課長補佐	祝日、日曜日においてもメンテナンスの工事を行うと考えております。
稲垣委員	今回、条例を改正するということがありますが、今後この補修工事が終了した場合は、月曜日、祝日の休みは不要になるので、再度条例の改正をされるというのでしょうか。
まちづくり協働課 課長補佐	これにつきましては、公民館協議会と再度検討していく事項になると考えております。休日については、今後、公民館協議会と調整、整理していく必要があると考えております。
稲垣委員	公民館の修理、修繕といった客観的な状況であれば、修理が終われば休館日は必要なくなるので、協議会との協議云々ということとは、あまり関連性がないと思います。説明にあった公民館協議会と協議する中で、各地区の特性で利用者が少ないということも考慮要素にあったかと思うのですが、むしろそちらの方がこの月曜日、祝日を休館日にするという本来の趣旨ではないかと思っており、それに関しては利用者の不便が無ければ良いかと思うのですけれど、一方で、休日に修繕をするという理由が休館日を設ける目的ということになると、利用者数が少ないから休みにするという従前の言葉が矛盾してくる感じております。その上で、先ほど申し上げたように、特に必要があるということの判断要素に欠ける。もう少し何か具体的な考え方をいただければ判断できると思います。今のご説明で判断するというのは難しいのではないかと思います。これは私の意見として述べさせていただきます。

加藤委員	<p>私も修繕であれば、条例を改正しなくても日程が確定した段階で、臨時に休館すれば、条例の「特に必要がある」場合に十分該当すると思います。</p> <p>しかし、まだ具体的に修繕をする日が決まってもいないにも関わらず、4月1日から休館日を設ける。普通に考えれば4月1日からすぐに修繕工事が行われるとはとても思えません。</p> <p>工事の契約も交わされていないのに、休館日だけが先行して定められる。実際本当に、この4館は日曜日や月曜日、祝日に修繕等により、使用できない状況となる具体的な説明があればともかく、稲垣委員もおっしゃるようにどんな修繕工事をするということの説明も無く、ただ協議会が必要だと言っているから休館日だけを先行して設けると言うのはちょっと乱暴じゃないのかと思います。</p> <p>また、修繕が終わってもすぐに休館日を戻さないというのは、修繕が本当の理由ではなく、何か別に理由にあって、この4館は、指定管理者が休みにしたいと言っているのではないかと考えてしまいます。例えば、想像ですが、人の手当の関係で休館日を設けた方が管理しやすいとか、そういった理由があるのではないかと考えてしまいます。実際に、本当にこの日に修繕するのですか。見に行ったら何もしていなかったという事はないですか。</p> <p>先ほど稲垣委員からもご指摘がありましたが、地域の実情を鑑みて、利用者数が月曜日、祝日は少ないということと、人の手当というところで、地域でやっていただける方がいないということもあるのではないのでしょうか。修繕も理由の一つではあるけれども、休館日を設けるメインの理由は利用状況などを考えて合理的な管理のためということではないですか。</p>
まちづくり協働課 課長補佐	その通りです。
加藤委員	<p>そうであれば、今回の4公民館だけを条例第6条第2項の「特に必要がある」場合として説明するのは難しいだろうし、今の材料では判断しかねます。それであるなら、4月1日から休まなくても、条例を改正してこの曜日を休みにすればいいと思います。直近は無理だとしても、6月に次の市議会があるので、それまでは条例通り1週間を通じて開館し、6月に条例を改正して、この4館については、今回の提案の日を休日にするということを条例に明記した上で、休館日を設ければ良いのではないのでしょうか。また、他の公民館についても実際の利用状況に応じて、必要があれば条例に明記して特定の曜日を休館日として設ければ良いし、この4館についても利用状況が改善して、日曜や祝日、月曜日も開館してほしいという地元の声が強ければ、また条例を改正して開館日とすれば良いので、あくまで、条例にのっとった形で休館日は設けるべきだと思います。結論としては、公民館の利用状況を理由とした休館日の設定であるならば、早急に設ける必要性は薄いと考えられるので、直近の市議会で条例改正をした上で、この4館についての休館日を設けるべきだと思いますが、いかがですか。</p>
まちづくり協働課 課長補佐	<p>いただいたご意見を一度持ち帰りまして、公民館協議会とも調整をしながら条例改正に向けて手続きをとっていきたいと考えております。また、休館日につきましても、すぐにお答えができませんので、持ち帰りまして公民館協議会と協議をさせていただきたいと考えております。</p>

加藤委員	最後に確認です。本日は報告という形になっていますが、この休館日のことについて、決裁が済んでいるという事ではないのですね。
まちづくり協働課 課長補佐	決裁を取る準備を進めております。
加藤委員	そうすると、今回は方針を報告されたという事ですね。
まちづくり協働課 課長補佐	その通りです。
教育長	まちづくり協働課の課長補佐に申し上げます。2名の委員からいろいろな指摘がございました。私も本来であれば、4公民館からの定休日を設けたいといった申し出を条例上でどのように解釈していくかというところからスタートをしたと認識をしております。そこのところについて、本日、委員さんから出た意見も含めて整理をして、今後の対応について早期に内部で検討されて、特に条例改正する時期はいつなのかということも含めて、休館日を設けないと利用者に快適に安全に使っていただけないということならば、休館することもやむを得ないだろうと思いますが、全体を含めてもう一度ご検討をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## 2 議 案

### 第3号議案 令和5年度瀬戸市教育委員会3月補正予算（案）について

- ・令和6年3月の瀬戸市議会に提出される令和5年度瀬戸市教育委員会3月補正予算（案）について説明があった。（各担当課長 別添資料1）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

（質疑応答）

加藤委員 （事前）	教育政策課の小学校用務員の雇用人数の減少について具体的に説明をお願いします。
教育政策 課長	本市においては、生徒数や学校の敷地の面積など、その業務量に応じて学校によっては複数名の用務員をこれまで配置をしておりました。その一方で、市内小中学校については、子供たちの人数も変動があり、業務内容についても高木の剪定ですとか修繕など用務員で対応することが困難な業務も増えてきました。そのため、専門業者への委託等が必要な業務が増加しているというのが現状です。こうした中で、令和4年度末に用務員さん2名から退職の意向が示されましたので、幡山西小と東山小につきましては生徒数の減少等により、業務量が減少していたため、用務員を複数配置から1名へと変更するとともに、業務委託費用を増額いたしました。 なお、令和5年度の用務員につきましては、正規職員が9名、会計年度任用職員が23名の計32名が配置されておりました。
加藤委員	教育政策課の私立高等学校等授業料補助金を40万円減額補正するという事ですが、これは執行見込み額が減少したという理解でよろしいでしょうか。
教育政策 課長	その通りです。こちらについては、保護者からの申請に応じて最大1万円を補助するものですが、その申請が変動して、本年度は160万円があれば十分足りるということでの補正です。

加藤委員	私立高等学校等授業料補助金について、長久手市は既に廃止をしています。その理由は、愛知県の助成が充実してきたので、廃止するという事でした。瀬戸市としてはこの補助金を当分続けていくという考えでよろしいですか。
教育政策課長	瀬戸市内におきましては、まだ非常に多くのご申請があるところですが、他市町の状況も把握しており参考としていますが、本市においては、現時点で必要な補助金ということで、今後も継続して参りたいと考えております。
加藤委員 (事前)	文化課の天然記念調査オオサンショウウオとはどのような調査ですか。また、歳入予算の補正のみで歳出予算の補正はないのですか。
文化課長	国庫補助金を活用してオオサンショウウオの全数調査を含めた在来のオオサンショウウオ保全のための調査の拡充を図るとともに、発見された分析個体のDNA解析を進め、交雑個体を排除し、在来オオサンショウウオの保護を進めるものでございます。具体的には専門会議のもと、地元オオサンショウウオの会や大学、東山動物園等の協力を得ながら、重点地区を含めた全数調査を2晩、それから重点地区での調査を12晩行い、捕獲した個体のDNAを研究機関において解析し、交雑種の排除を進めるものでございます。なお、予算につきましてはすでに処理済みでございます。本来は8月の定例会でご報告すべきでしたが、漏れておりました。申し訳ございません。
加藤委員	文化課の補正予算についてですが、今回、119万7000円を国からの補助金として、受け入れるとのことですが、先ほどのご説明では既に歳出予算の補正をしており、そのときは補助金が決まっていなかったもので、全額を市費で賄うこととしていたが、今回、補助金の交付が決定したので、119万7000円を市費から補助金に振り替えるということですか。
文化課長	その通りです。
加藤委員 (事前)	スポーツ振興くじ助成金の具体的な充当先を教えてください。
スポーツ課長	地域スポーツ施設整備助成につきましては、南公園グラウンド照明施設のLED化工事に充当する予定です。また、地方公共団体スポーツ活動助成につきましては、近郊駅伝競走大会に充当する予定です。
加藤委員	スポーツ課の補正予算のスポーツ振興費の助成金についても、文化課の事業と同じで、既に現予算において、市費財源として組んであり、今回、スポーツ振興くじ助成金の歳入額が確定したので補正したということよろしいですか。
スポーツ課長	その通りです。

#### 第4号議案 令和6年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について

・令和6年3月の瀬戸市議会に提出される令和6年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について説明があった。（各担当課長 別添資料2）

・議決結果：採択（賛成6、反対0）  
（質疑応答）

加藤委員 (事前)	教育政策課予算の小中一貫校整備費、八幡小学校長寿命化改良増築工事 I 期は具体的にどのような工事内容ですか。
教育政策 課長	長寿命化改良工事の内容につきましては屋上防水、外壁補修、内装の改修、設備の更新といった老朽化対策に加えましてバリアフリー化、エレベーターの設置、にじの丘学園に導入されているような可動式間仕切りへの改修など、多様な学びに対応するために校舎整備を行うという内容でございます。
加藤委員 (事前)	教育政策課予算のにじの丘小学校で増築する校舎はどのような作りですか。
教育政策 課長	こちらは軽量鉄骨造の平屋建てを予定しております。なお、詳細仕様につきましては今後検討してまいります。
加藤委員 (事前)	教育政策課予算の LED 化改修工事というのは学校のどの箇所ですか。
教育政策 課長	LED 化改修工事は、学校敷地内の全ての照明器具を対象とした改修を予定しております。
加藤委員	教育政策課の学校照明の LED 化については、昨年度の予算資料には無かったと思うのですが、これは令和 6 年度から順次、各学校の照明 LED 化を進めていくということでしょうか。
教育政策 課長	委員のおっしゃる通りです。今回の 3 小学校の LED 化改修工事を皮切りに計画的に進めてまいりたいと考えております。
加藤委員	教育政策課で管理室のエアコン改修工事というのがありますが、この管理室とはどういう部屋ですか。
教育政策 課長	職員室です。
加藤委員 (事前)	各学校のプールが老朽化する中で、水泳授業を今後どのように行っていくのかについて検討をしていると思いますが、検討状況を教えてください。
教育政策 課長	小学校での水泳指導につきましては、児童にとってより教育効果の高い手法として、民間委託や中学校体育教員による専門的な指導といった方法があり、学校プール施設の維持管理コストの削減や教員の負担軽減などといった効果もあることから、他市町においては導入が進んでいることを認識しています。そうした事例も参考にしながら、まずは施設分離型小中一貫校として令和 8 年度に開校を目指しております菱野団地内における新しい小学校におきまして、中学校プールを利用した中学校教員による小学生への専門的な保健体育指導の実施の可能性について、庁内関係部局との検討を進めているところでございます。 またその他の小学校につきましても、プール施設改修などの機会を捉えまして、引き続き水泳指導の民間委託導入などについて検討をしていきたいと考えております。
加藤委員 (事前)	学校教育課予算の「子どもの居場所支援臨時特例事業補助金」はどの歳出事業に充当されるのですか。
学校教育 課長	子どもの居場所支援臨時特例事業補助金の 7493 万 7000 円につきましては子どもの居場所づくり推進事業に充当するものでございます。



加藤委員 (事前)	学校教育課予算の廃油売払収入予算が、前年度に比べ2倍以上になっている理由は何ですか。
学校教育課長	廃油売り払いの市場価格が上昇していることから、見積もりに基づいた金額を計上しました。
加藤委員 (事前)	学校運営協議会の委員報酬が1人当たり年間9,000円で、前年度と同額です。昨年2月の定例会で「内部や近隣市町の状況も踏まえて検討してまいりたい」との説明がありましたが、どのような検討の結果、据え置きとなったのですか。
学校教育課長	委員報酬の金額につきましては、他自治体の事例等を調査し、本市では年間3回の会議の開催を予定していることから、年額9,000円の金額が適当であるとして、前年度と同額で予算化を行ったものでございます。
加藤委員	学校教育課の学校運営協議会の委員報酬について、昨年度に私が1人あたり年間9000円というのは、安いのではないかとお尋ねしたところ、学校教育課の説明は、内部や近隣市町の状況を踏まえて検討したいとのことでした。私は、瀬戸市の附属機関の委員報酬の7,300円が一つの目安になるかとも考えているのですが、例えば近隣の尾張旭市の報酬はいくらですか。
学校教育課長	委員数で年間報酬を除いた金額ですが、尾張旭市は年間約3400円と聞いています。
加藤委員	学校運営協議会の委員さんの業務内容はこういったものですか。
学校教育課長	会議が年間3回開催され、その学校の教育目標の承認であったり、様々な企画に対してそれぞれの立場からご意見をいただいているものです。委員の中には大学の教授であったり、高校の先生なども含まれておりますので、費用弁償を含めての報酬だと考えております。
加藤委員	わかりました。近隣他市では1万円から0円までと報酬額に差異がある中で、それほど安くはないということが主な理由ということで理解をさせていただきます。
加藤委員 (事前)	学校教育課の教育指導費における「会計年度任用職員」の予算額が大幅に増額(R5:98,257千円→R6:171,218千円)になっているのは、部活動指導員の増員によるものですか。
学校教育課長	予算の増額は、6年度にすべての中学校に設置が完了する子どもの居場所づくり推進事業に係る支援員の報酬が増額となっているものです。
加藤委員 (事前)	「グローバル教育推進」の予算額が大幅に減額(R5:3,470千円→R6:946千円)となっていますが、生徒の海外派遣は隔年で実施しているのですか。
学校教育課長	グローバル教育推進事業につきましては、海外派遣と受け入れを隔年で行っており、令和6年度は受け入れの年となるため、減額となっているものです。
加藤委員	学校教育課のグローバル教育推進事業8ページにつきまして、令和5年度はオーストラリアへの派遣費用が含まれていたもので、347万円でしたが、令和6年度は94万6000円に大幅に減額されています。これは、令和6年度の派遣事業はないということでしょうか。
学校教育課長	派遣については隔年で実施します。令和6年度は受け入れになりますので、派遣費用が計上されていないものです。

加藤委員	受け入れというのはどんな内容ですか。それについて経費はかからないのですか。
学校教育課長	オーストラリアの生徒がこちらに滞在をしていただく費用などが発生しますので、その分を計上しております。令和5年度のように生徒や先生の旅費等の費用は必要ありません。
加藤委員	そうしますとこの94万6000円の中に、オーストラリアの中学生を受け入れる費用が含まれているという理解でよろしいですか。
学校教育課長	おっしゃる通りです。
加藤委員 (事前)	「せとドリームプラン」は新規事業だと思いますが、どのような事業内容ですか。
学校教育課長	「せとドリームプラン」は令和6年度からの新規事業です。これは、子どもたちが夢や希望、目標を持って、様々な人やものに触れて視野を広げ、心を動かされるような体験をしてもらうことを目的とするものです。市内の小中学校および特別支援学校において立案し、各学校の実情に応じた取り組みを実践する事業を考えています。
加藤委員	学校教育課のせとドリームプランについて、先ほど事業内容等の説明がありましたけれど、これは先日の校長会との意見交換でも紹介がありましたが、今年度まで各学校が施設の予算やPTAの予算を使って独自にやっていたものを今年度は市の費用を使って実施できるようにするという事業ですか。
学校教育課長	先日、校長会でご説明をさせていただきました内容のものです。具体的にはテーマに沿って学校の企画立案でその内容を決めていきます。本事業には教育創造補助金を充当する予定です。
加藤委員 (事前)	部活動指導員を増員する予算は、どの事業に含まれていますか。
学校教育課長	部活動指導員については、会計年度任用職員で新たに予算化されています。各中学校の運動部と文化部に外部指導員2名を配置する計画で、報酬として470万4000円が予算化されています。
加藤委員	学校教育課の部活動指導員の予算について、7中学校の運動部と文化部に各1名の部活動指導員を新たに配置するということですか。
学校教育課長	新たに配置するものです。
加藤委員	中学校の規模には、ばらつきがあると思うのですが、規模に関係なく各学校の文化部、運動部にそれぞれ1人ずつということですか。
学校教育課長	来年度の実施にあたりましては、実際の現状を踏まえて、学校側と調整した上で配置を検討したいと考えます。
加藤委員	そうすると、部活動指導員の配置は必ずしも各学校2名とは限らないということですか。
学校教育課長	原則はそれぞれ学校に配置をしたいと考えており、円滑に指導員を配置し、教員の負担軽減にも繋げたいと思っております。しかしながら、実際には外部指導員として適切な人材がいるかという課題もありますので、そうしたことも踏まえて、しっかり調

	整した上で決定していきたいと思います。
加藤委員	部活動の指導員について、なかなか適任者を探すのが難しいということを知っています。部活動指導員は、教育委員会事務局が適任者を探すのか、非常勤講師と同じように学校で見つけてもらうのかどちらですか。
学校教育課長	学校と教育委員会で連携して進めてまいります。学校の方が地域の実情などを把握しておりますので、その意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。
加藤委員 (事前)	学校給食費について、歳入「学校給食費負担金 524,323 千円」と歳出「学校給食調理 576,103 千円」の差額 51,780 千円は、材料費の高騰に対する市の補填分ですか。
学校教育課長	学校給食費関連予算について、歳入と歳出の差額が約 5200 万円となっております。これは物価高騰に伴う給食の食材の上昇分について、地方創生臨時交付金を充当する予定としています。
加藤委員 (事前)	令和 6 年度予算に新たに「幡山支所職員駐車場代」が計上されているのは、どのような理由によるものですか。
まちづくり協働課 課長補佐	令和 6 年度から新たに歳入として幡山支所職員駐車場代が計上されております。これは公民館への指定管理者制度の導入に伴い、幡山支所の駐車場を含む敷地をまちづくり協働課に移管したため、支所に勤務する職員の駐車料金が駐車場の収入として発生するものです。
加藤委員	幡山支所の職員駐車場代が新たに予算計上されたのは、敷地の所管変更に伴うものだというご説明がありました。この駐車場代について、今までは、市の他の部局の予算に計上されていたということですか。
まちづくり協働課 課長補佐	その通りです。
加藤委員	敷地の所管変更とは具体的に何が変わったのですか。
まちづくり協働課 課長補佐	駐車場の敷地部分について、幡山支所から公民館に移管されました。
加藤委員	今まで幡山公民館の駐車場敷地は、幡山支所が管理をしていたということですか。
まちづくり協働課 課長補佐	おっしゃる通りです。
加藤委員 (事前)	地区公民館等施設整備費では、具体的にどの公民館でどのような整備を予定していますか。
まちづくり協働課 課長補佐	地区公民館施設整備費については、公民館の長期修繕計画をもとに、修繕の必要な公民館を計画的に長寿命化させていくものです。今回は古瀬戸公民館において屋根改修と外壁の改修等を予定しております。
加藤委員	地区公民館等施設整備費の 2600 万円余というのは古瀬戸公民館の施設整備費ということですが、報告事項であった公民館の修繕等のための休館日の設定に古瀬戸公民館は含まれていませんでした。このような大規模な工事を実施するのに休館日を設ける必要はないのですか。
まちづくり協働課 課長補佐	現時点では、休館は必要ないと聞いています。

加藤委員 (事前)	若者の人口が減少傾向にある中で、「二十歳を祝う会委託」の予算額が増額 (R5: 4, 175 千円 → R6: 4, 486 千円) になっていますが、事業内容に何か変更があるのですか。
まちづくり協働課 課長補佐	二十歳を祝う会の委託費につきましては、これまで 1 人 2800 円にて計上しておりましたが、最近の物価上昇等を踏まえまして 1 人 3000 円に変更したことが増額の理由です。
加藤委員 (事前)	「文化財保護普及」の予算額が大幅に増額 (R5: 5, 582 千円 → R6: 14, 228 千円) になっていますが、どのような理由によるのですか。
文化課長	増額の理由につきましては、旧山繁商店について、公開するための利便性の向上や部分修理を実施することによる増額です。

第 5 号議案 瀬戸市指定文化財の指定に係る諮問について

- ・瀬戸市文化財保護審議会に保存及び活用に関して諮問する文化財について説明があった。(文化課長 別添資料 P8~12)

- ・議決結果：採択 (賛成 6、反対 0)

(質疑応答)

加藤委員 (事前)	手続きとして、今回、文化財保護審議会へ諮問を行うための議決を行い、文化財保護審議会の答申を受けて改めて指定のための議決を行うという理解でよいですか。
文化課長	その通りです。

3 その他

日程について (資料 P13, 14)

- ・令和 6 年 3 月定例教育委員会は 3 月 14 日 (木) 14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。
- ・令和 6 年 4 月定例教育委員会は 4 月 11 日 (木) 14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。
- ・また、来年度の定例教育委員会の開催予定表が示された。

教育長

加藤 正彦

教育長職務代理

小澤 慎太郎